

第 46 回政策研究大学院大学経営協議会議事要旨

- 日 時 : 平成 26 年 3 月 19 日 (水) 15:30~16:45
- 場 所 : 政策研究大学院大学 会議室 3C
- 出席者 :
 - 〔学外委員〕
石田委員、小野委員、老川委員、加藤委員、工藤委員、嶋津委員、林委員、早房委員
 - 〔学内委員〕
白石学長、大山副学長、恒川副学長、金本副学長、横道副学長、北岡学長特別補佐、今野学長特別補佐、園部学長特別補佐、増山学長特別補佐
 - 〔説明者〕
塩原大学運営局長
- 欠席者 :
 - 〔学外委員〕 中邨委員

I. 審議事項

1. 平成 26 年度政策研究大学院大学運営体制について

資料に基づき、白石学長から、平成 26 年度の政策研究大学院大学運営体制について、監事 1 名、副学長 2 名及び研究科長を交代すること、及び新たに学長補佐 2 名を置くこと等について説明があり、これを了承した。

2. 平成 26 年度 年度計画について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 26 年度大学運営方針重点事項（案）について、平成 25 年度の重点事項からの主な変更点の説明があった。また平成 26 年度年度計画について、平成 25 年度の年度計画からの主な変更点及び中期計画の変更に伴う年度計画の設定等の説明があり、これらを了承した。

◆ 各委員からの主な意見等は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

○：年度計画中に記載されている「少人数のチュートリアル形式の授業」について、教員の負担が非常に増えることになるが、きちんと体制が整っているのか。

△：来年度開設する GRIPS Global Governance Program (G-cube) の学生約 10 名程度のみを対象としているので大丈夫である。それでも教員の負担はかなり増えるので、チュートリアルを担当する教員には特別の手当を出すことを検討している。

2. 平成 26 年度学内予算（案）について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 26 年度学内予算案について、総事業費を対前年度 77 百万円増の 3,445 百万円としたこと、及び運営費交付金事業について、収入については、運営費交付金は文部科学省からの内示額に加え、未配分の年俸制導入促進費及び学長のリーダーシップ特別措置分について見込額として 22 百万円計上したこと、科研費等の新規採択を見込んだ間接経費収入を 36 百万円計上したこと、目的積立金は、従前の取組に加えて GRIPS Global Governance Program (G-cube) の開設に伴う院生研究室の増設及び政策研究センターの新ホームページへの移行等のため 61 百万円取り崩すこと、支出については、人件費を 37 百万円増の 1,301 百万円としたが、これには給与改定臨時特例法の終了に伴う戻し分 (64 百万円) が含まれていること、教育経費は、学生 PC 切り替え終了に伴う学生関係事業費の減等のほか、プログラム推進費についても減があること、研究経費は、特別運営費交付金内示額を踏まえた政策研究

院経費の減がある一方、新しいインセンティブの仕組みの導入による個人研究費の増など重点的な措置も行っていること、一般管理経費のうち消耗品費、光熱水道費等については、消費税率増や光熱費増の中にあっても、厳しい財政を踏まえて予算増はせず、経費節減に努めていく一方、会議等開催経費の報酬・委託・手数料については、学内委員会等における通訳委託（新規）のため5百万円増としていること、及び学長裁量経費は3百万円減としたこと等について説明があった。その後、国際機関プログラムからの間接経費収入の活用方法及び平成27年度までの学内予算の見通しについて説明があり、これらを了承した。

3. 平成24年度目的積立金について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成24年度の決算剰余金の繰越承認について、平成26年1月21日付で文部科学大臣より全額承認を受けたこと、及び繰越承認を受けた約114百万円の全額を目的積立金として積み増す旨説明があり、これを了承した。

4. 年俸制に関する規程及びジョイント・アポイントメント制度に関する規程の制定について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、年俸制及びジョイント・アポイントメント制度について、2月に教員懇談会及び過半数代表者を通じて学内に意見照会を行ったところ、特段の意見はなかったこと、平成26年4月1日から両制度を施行するため、政策研究大学院大学年俸制教員の給与及び退職手当に関する規程及びジョイント・アポイントメント教員の取扱に関する規程を制定すること、それに伴う所要の規定整備を行うこと、及びその概要について説明があり、これを了承した。

- ◆ 各委員からの主な意見等は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)
- ：規程の中で基本年俸の上限額が定められているが、この上限額は優秀な教員を獲得するのに十分なのか。
- △：学長が必要と認める場合は役員会の承認を経て上限を上回る基本年俸を設定できることになっているが、規程の上限額でほとんどの場合対応できると考えている。
- ：現在いる教員が年俸制に移行する場合、退職金の計算と支払いはどのようになっているのか。また、ジョイント・アポイントメント制度について、年金や健康保険の加入資格の問題から、50対50のエフォート割合での雇用はできないと以前聞いたが、規程上では50対50の割合での雇用も可能となっているのか。
- △：退職手当分の計算は、年俸制に移行した時点で自己都合退職した場合の退職金と、定年退職した場合の退職金の差額を算定し、それを定年までの残年数で割った金額を毎年均等に払っていくというやり方になっている。またジョイント・アポイントメント制度については、国立大学に勤務している人には50対50の割合は適用できないが、外国で勤務している人については50対50の割合での運用がやりやすいのではないかと考えている。
- ：企業等で年俸制をとっている場合は、超過勤務手当はつけないのではないのか。
- △：本学の教員はもともと専門業務型裁量労働制なので、超過勤務手当のことは特に考慮していない。

5. 研修業務手当の支給対象業務の拡大について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、研修に関する国際協力において相手国の教育・研修機関等に対する指導・助言を担当する教員に対しても、研修業務手当を支給できるように、研修業務手当の支給対象業務を拡大すること、そのため、政策研究大学院大

学教職員給与規程、政策研究大学院大学における研修業務手当に関する細則等の所要の規定を改正すること、及びその改正等の概要について説明があり、これを了承した。また、本改正については、3月25日の役員会における審議・了承を経て、同日付で施行し、平成26年3月以降に従事した研修等業務について適用する予定である旨、付言があった。

6. 政策研究大学院大学ポストドクトラルフェローの就業に関する規程の改正について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、現在ポストドクトラルフェローは政策研究センターにおけるリサーチ・プロジェクトでの雇用に限られているが、各リサーチ・プロジェクトに配分される予算額（100万円程度）では雇用が難しい一方で、外部資金を獲得している教員からポストドクトラルフェロー雇用の要望があることを踏まえ、研究プロジェクトにおける外部資金を用いたポストドクトラルフェローの雇用を可能とするため、政策研究大学院大学ポストドクトラルフェローの就業に関する規程を改正することについて説明があり、これを了承した。

7. その他

特になし。

II. 報告事項

1. 中期計画の変更について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、2月10日付の書面審議で平成25年度国立大学改革推進補助金申請に伴う中期計画について承認を得た後、更に文部科学省から、学長のリーダーシップ及び年俸制の導入に関し、各大学統一的な計画を盛り込むこと等を求められ、提出期限が間近であったことから、3月10日付で書面審議を行い、了承を得て、文部科学省へ提出した旨報告があった。

2. 政策研究大学院大学リーディング大学院特別招聘教員に関する規程の制定について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、政策研究大学院大学リーディング大学院特別招聘教員に関する規程について、2月10日付の書面審議で承認を得た上で、3月1日から同規程を施行したこと、及び同規程に基づき、リーディング大学院プログラムのパイロット事業として開催したエグゼクティブセミナーの講師等として、クリス・ベーカー氏を招聘した旨報告があった。

3. 政策研究大学院大学政府調達事務取扱規程の改正について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、「政府調達に関する協定を改正する議定書」の採択に伴う政策研究大学院大学政府調達事務取扱規程の改正について、2月10日付の書面審議で承認を得た後、2月25日の役員会でも承認され、成立した旨報告があった。

4. その他

白石学長から、4月17日(木)18時30分から、GRIPS International Advisory Committee レセプションを開催すること、及び経営協議会学外委員の方々にもご参加いただきたい旨発言があった。

以上。